

## 6 労働時間

### (1) 所定労働時間

#### ア 1日の所定労働時間（集計表 第6表-①）

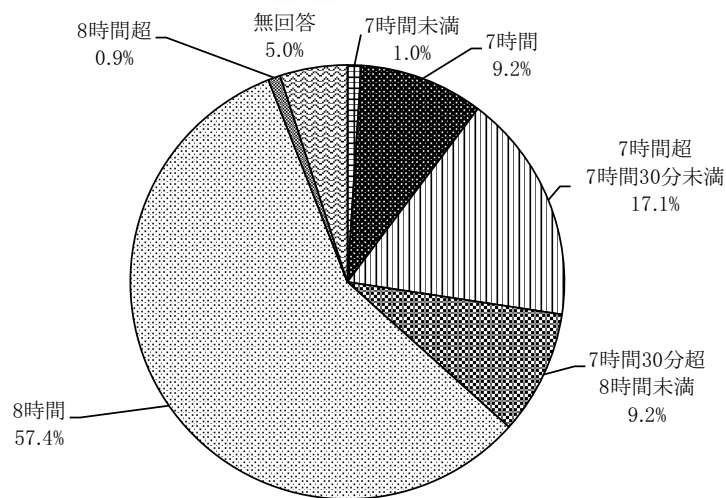
1日の所定労働時間の平均は、7時間46分となった。

分布をみると、「8時間」が57.4%を占め、次いで「7時間超7時間30分未満」が17.1%となっている。

産業別にみると、「教育、学習支援業（学校教育を除く）」が7時間25分で最も短くなっている。

一方、最も長いのは、「医療、福祉」で7時間56分であり、次いで「運輸業、郵便業」の7時間49分となっている。（図表6-5）

<図表6-1> 1日の所定労働時間

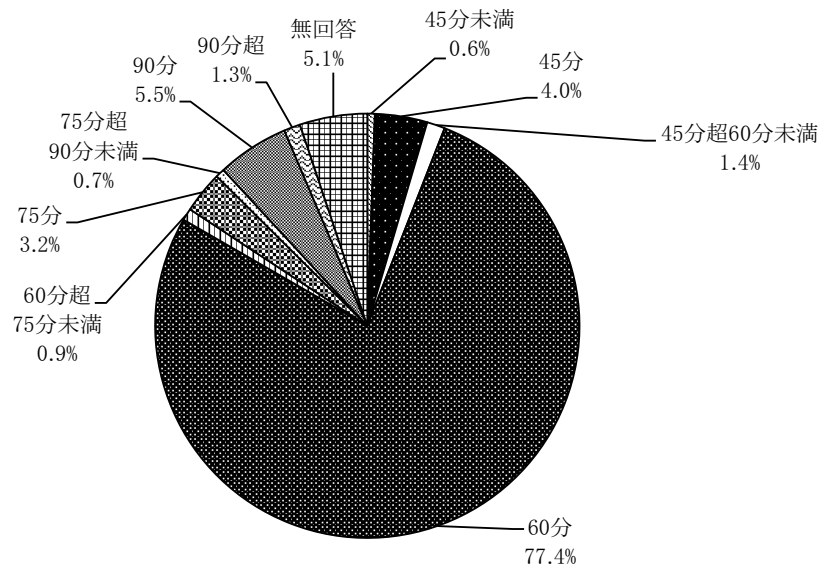


#### イ 休憩時間（集計表 第6表-②）

休憩時間の平均は、62分となった。

分布をみると、休憩時間を「60分」とする企業が全体の77.4%を占めている。

<図表6-2> 休憩時間

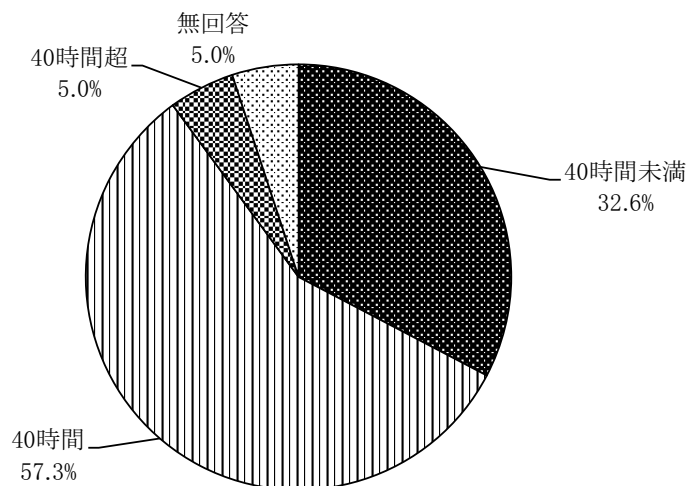


ウ 週所定労働時間（集計表 第6表-③）

週所定労働時間の平均は、39時間03分となった。分布をみると「40時間」が57.3%を占めている。産業別にみると、「不動産業、物品賃貸業」が37時間7分で最も短く、次いで「教育、学習支援業（学校教育を除く）」の37時間25分となっている。

一方、最も長いのは「医療、福祉」の39時間52分であり、次いで「建設業」の39時間45分となっている。

<図表6-3>週所定労働時間



エ 年間所定労働時間（集計表 第6表-④）

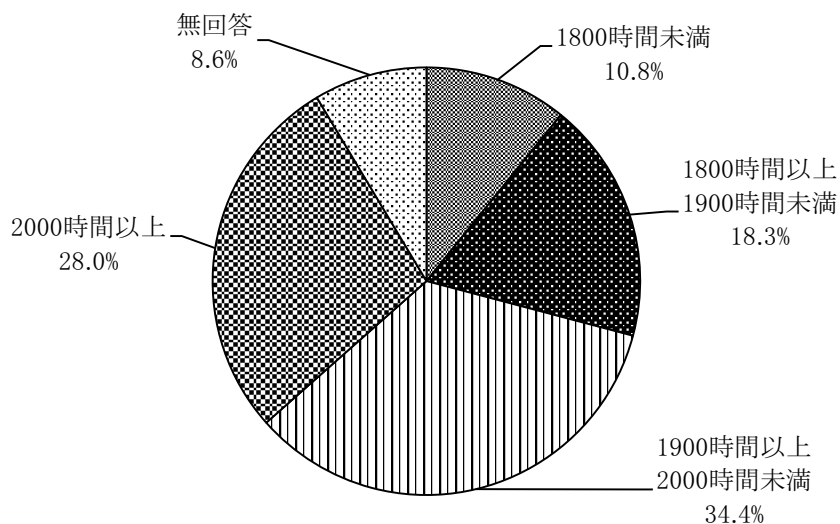
年間所定労働時間の平均は、1930時間20分となった。分布をみると「1900時間以上2000時間未満」が34.4%を占め、次いで「2000時間以上」が28.0%となっている。

産業別にみると、「教育、学習支援業（学校教育を除く）」が1827時間34分で最も短く、次いで「不動産業、物品賃貸業」の1856時間52分となっている。

一方、最も長いのは「運輸業、郵便業」の1985時間23分であり、次いで「建設業」の1973時間11分となっている。

なお、集計企業のうち、年間所定労働時間を就業規則等で決めている企業は51.9%であった。

<図表6-4>年間所定労働時間



<図表6-5>所定労働時間

【単位：時間:分】

	平均所定 労働時間	平均 休憩時間	平均週所定 労働時間	平均年間所定 労働時間
調 査 産 業 計	7:46	1:02	39:03	1930:20
建 設 業	7:47	1:11	39:45	1973:11
製 造 業	7:48	1:01	39:08	1933:11
情 報 通 信 業	7:47	1:00	38:55	1862:58
運 輸 業 , 郵 便 業	7:49	1:02	39:15	1985:23
卸 売 業 , 小 売 業	7:48	1:02	39:14	1951:27
金 融 業 , 保 険 業	7:37	0:59	38:05	1862:10
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	7:26	1:06	37:07	1856:52
学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サービス業	7:46	1:01	38:41	1883:17
宿 泊 業 , 飲 食 サービス業	7:42	1:04	38:53	1956:44
生 活 関 連 サービス業 , 娯 楽 業	7:40	1:03	38:59	1961:10
教 育 , 学 習 支 援 業 (学 校 教 育 を 除 く)	7:25	1:02	37:25	1827:34
医 療 , 福 祉	7:56	1:01	39:52	1947:50
サービス業(他に分類されないもの)	7:43	1:04	39:04	1938:52

(2) 7月の月間実労働時間

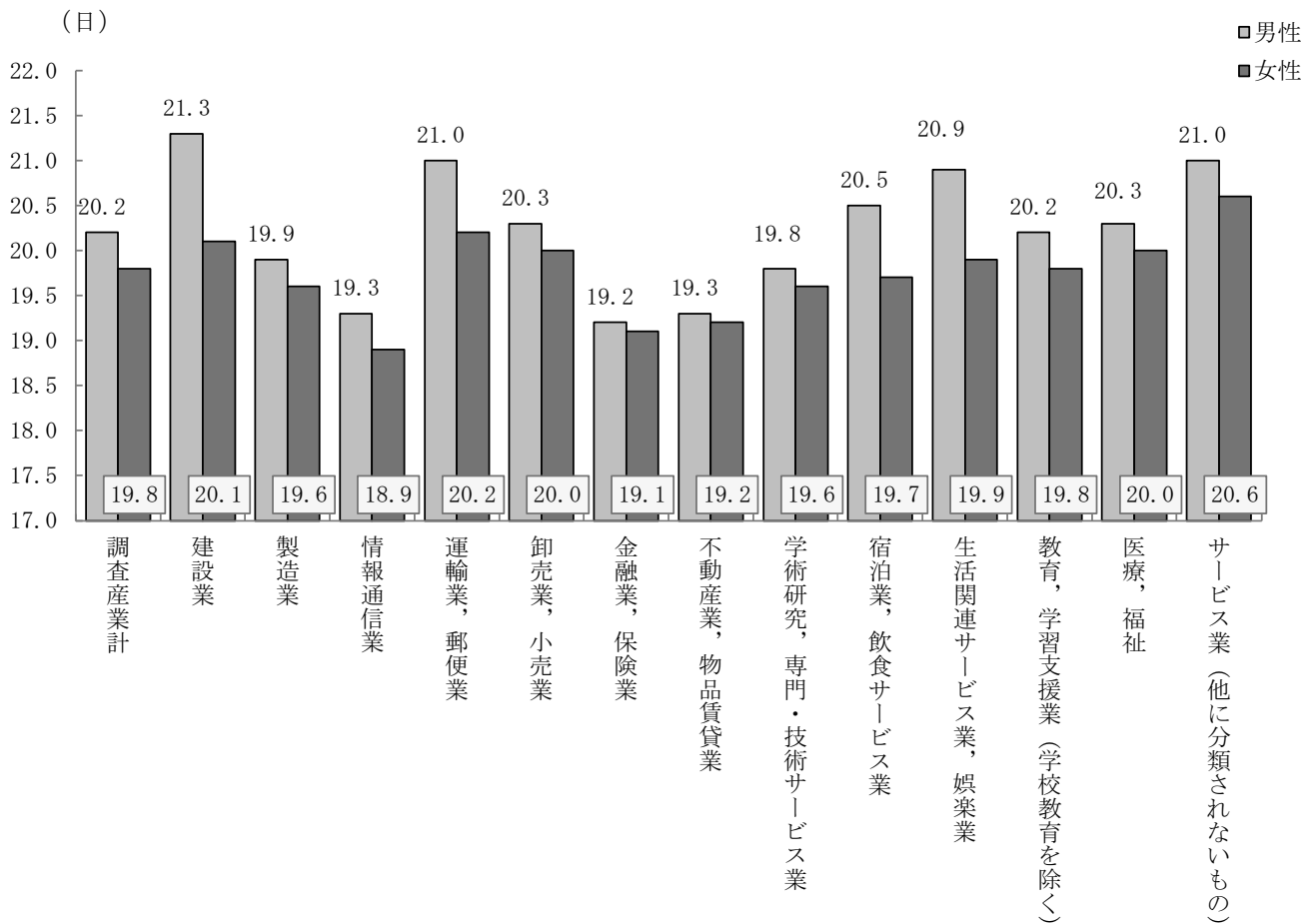
ア 7月の実労働日数（集計表 第6表-⑤）

7月の実労働日数の平均は、男性が20.2日、女性は19.8日であった。

産業別にみると、男性では、最も少ないのが「金融業、保険業」の19.2日で、最も多いのは「建設業」の21.3日となっている。

女性では、最も少ないのが「情報通信業」の18.9日で、最も多いのが「サービス業（他に分類されないもの）」の20.6日となっている。

<図表6-6> 7月の実労働日数



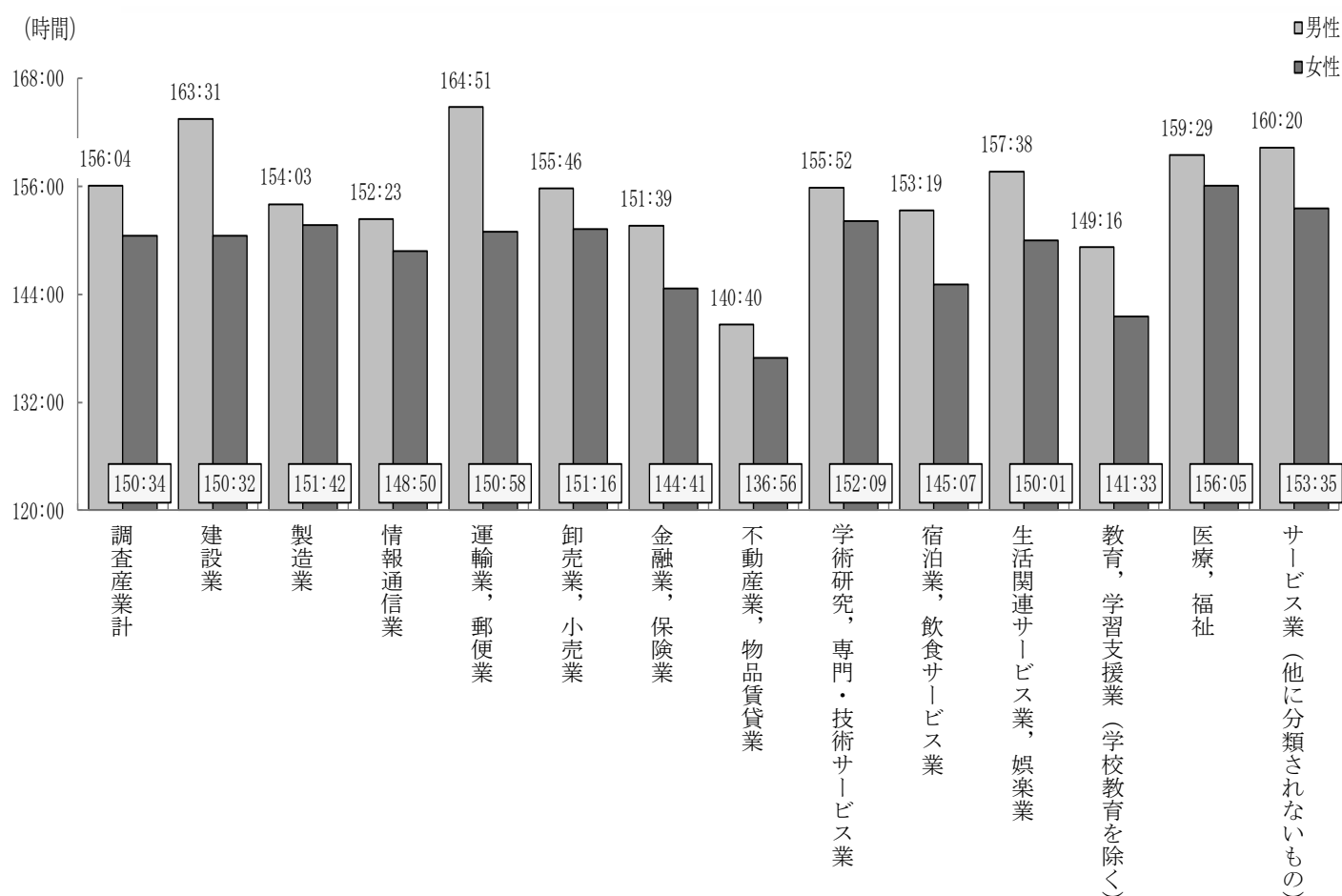
イ 7月の所定内実労働時間（集計表 第6表—⑥⑦）

7月の所定内実労働時間の平均は、男性が156時間4分、女性が150時間34分であった。

産業別にみると、男性では、最も少ないのが「不動産業、物品賃貸業」の140時間40分で、最も多いのは「運輸業、郵便業」の164時間51分となっている。

女性では、最も少ないのが「不動産業、物品賃貸業」の136時間56分で、最も多いのが「医療、福祉」の156時間5分となっている。

<図表6-7> 7月の所定内実労働時間



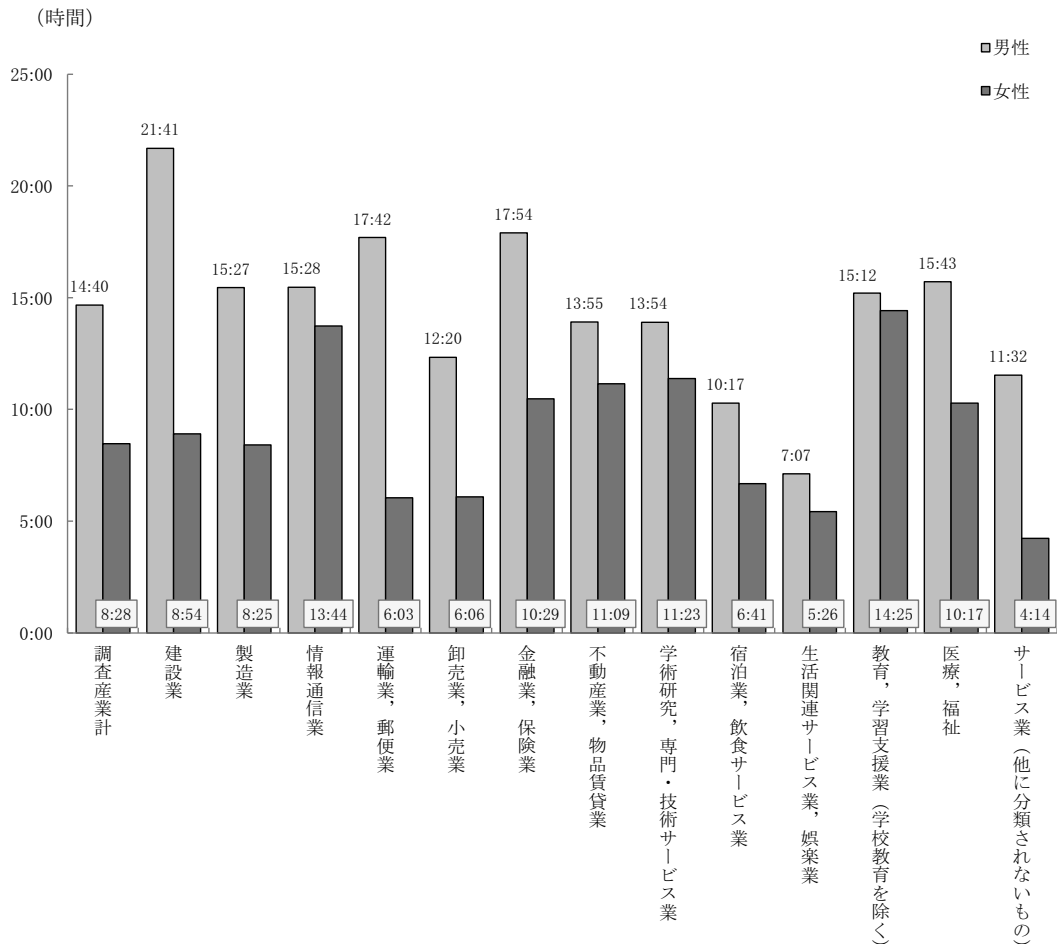
ウ 7月の所定外実労働時間（集計表 第6表一⑧⑨）

7月の所定外実労働時間の平均は、男性で14時間40分、女性で8時間28分であった。

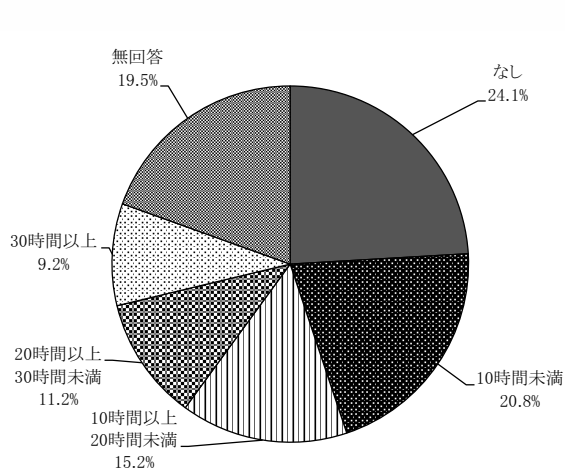
産業別にみると、男性では、最も少ないのが「生活関連サービス業、娯楽業」の7時間7分で、最も多いのは「建設業」の21時間41分となっている。

女性では、最も少ないのが「サービス業（他に分類されないもの）」の4時間14分で、最も多いのが「教育、学習支援業（学校教育を除く）」の14時間25分となっている。

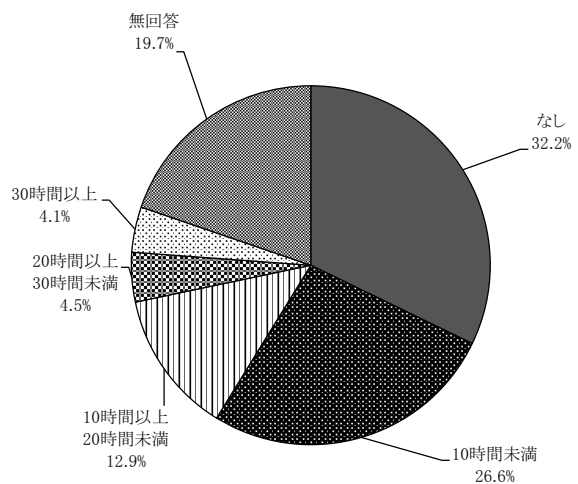
<図表6-8> 7月の所定外実労働時間



<図表6-9> 7月の所定外実労働時間(男性)



<図表6-10> 7月の所定外実労働時間(女性)



(3) 柔軟な働き方

ア 勤務間インターバル制度 (集計表 第6表-⑩)

勤務間インターバル制度の導入状況についてみると、「制度あり」が5.3%、「制度なし」が94.7%であった。導入した制度の内容については、「10時間以上13時間未満」が39.1%と最も多く、次いで「8時間以上10時間未満」が28.3%となっている。

<図表6-11> 勤務間インターバル制度の整備状況

	集計企業数	制度あり	利用者の有無			規定の整備状況							制度の内容					制度なし	無回答	
			あり	なし	無回答	就業規則に記載済み			就業規則に記載していない				無回答	8時間未満	8時間以上10時間未満	10時間以上13時間未満	13時間以上			無回答
						令和2年4月以降に導入	令和2年3月以前に導入	その他の社内規定に記載	今後記載する予定あり	記載するか未定										
<b>調査産業計</b>	<b>876</b> (100.0)	<b>46</b> ( 5.3) <100.0>	<b>29</b> < 63.0>	<b>16</b> < 34.8>	<b>1</b> < 2.2>	<b>6</b> < 13.0>	<b>15</b> < 32.6>	<b>13</b> < 13.0>	<b>6</b> < 8.7>	<b>4</b> < 23.9>	<b>11</b> < 8.7>	<b>4</b> < 15.2>	<b>7</b> < 28.3>	<b>13</b> < 39.1>	<b>18</b> < 4.3>	<b>2</b> < 13.0>	<b>6</b> < 13.0>	<b>830</b> ( 94.7)	-	
労組有	63 ( 7.2)	6 ( 9.5) <100.0>	5 < 83.3>	1 < 16.7>	-	1 < 16.7>	2 < 33.3>	1 < 16.7>	-	-	1 < 16.7>	1 < 16.7>	-	-	3 < 50.0>	1 < 16.7>	2 < 33.3>	57 ( 90.5)	-	
労組無	813 ( 92.8)	40 ( 4.9) <100.0>	24 < 60.0>	15 < 37.5>	1 < 2.5>	5 < 12.5>	13 < 32.5>	5 < 12.5>	4 < 10.0>	10 < 25.0>	3 < 7.5>	7 < 17.5>	13 < 32.5>	15 < 37.5>	1 < 2.5>	4 < 10.0>	773 ( 95.1)	-		

( ) < >内は構成比(%)

イ 短時間正社員制度 (集計表 第6表-⑪)

短時間正社員制度の導入状況についてみると、「制度あり」が19.4%、「制度なし」が80.6%であった。導入した制度の内容については、「従来の雇用形態で所定労働時間のみ短縮」が80.0%と最も多く、次いで「他の雇用形態を新設」が8.2%となっている。

<図表6-12> 短時間正社員制度の整備状況

	集計企業数	制度あり	利用者の有無			規定の整備状況						制度の内容				制度なし	無回答	
			あり	なし	無回答	就業規則に記載済み			就業規則に記載していない			無回答	他の雇用区分を新設	従来の雇用形態で所定労働時間のみに	その他			無回答
						令和2年4月以降に導入	令和2年3月以前に導入	その他の社内規定に記載	今後記載する予定あり	記載するか未定								
<b>調査産業計</b>	<b>876</b> (100.0)	<b>170</b> ( 19.4) <100.0>	<b>128</b> < 75.3>	<b>41</b> < 24.1>	<b>1</b> < 0.6>	<b>21</b> < 12.4>	<b>78</b> < 45.9>	<b>21</b> < 12.4>	<b>16</b> < 9.4>	<b>20</b> < 11.8>	<b>14</b> < 8.2>	<b>14</b> < 8.2>	<b>136</b> < 80.0>	<b>8</b> < 4.7>	<b>12</b> < 7.1>	<b>706</b> ( 80.6)	-	
労組有	63 ( 7.2)	6 ( 9.5) <100.0>	3 < 50.0>	3 < 50.0>	-	-	2 < 33.3>	-	2 < 33.3>	1 < 16.7>	1 < 16.7>	1 < 16.7>	4 < 66.7>	-	1 < 16.7>	57 ( 90.5)	-	
労組無	813 ( 92.8)	164 ( 20.2) <100.0>	125 < 76.2>	38 < 23.2>	1 < 0.6>	21 < 12.8>	76 < 46.3>	21 < 12.8>	14 < 8.5>	19 < 11.6>	13 < 7.9>	13 < 7.9>	132 < 80.5>	8 < 4.9>	11 < 6.7>	649 ( 79.8)	-	

( ) < >内は構成比(%)

ウ 選択的週休3日制 (集計表 第6表-⑫)

選択的週休3日制の導入状況についてみると、「制度あり」が4.5%、「制度なし」が95.5%であった。導入した制度の内容については、「所定労働時間を短縮し、所定時間内賃金を減額する」が41.0%と最も多く、次いで「所定労働時間は変更しない」が20.5%となっている。

<図表 6-13> 選択的週休3日制の整備状況

【単位：社】

調査産業計	集計企業数	制度あり	利用者の有無			規定の整備状況							制度の内容					制度なし	無回答
			あり	なし	無回答	就業規則に記載済み		就業規則に記載していない			無回答	所定労働時間を短縮し、所定時間内賃金は減額しない	所定労働時間を短縮し、所定時間内賃金を減額する	所定労働時間は変更しない		その他	無回答		
						令和2年4月以降に導入	令和2年3月以前に導入	その他の社内規定に記載	今後記載する予定あり	記載するか未定				所定労働時間は変更しない	その他				
調査産業計	876 (100.0)	39 (4.5) <100.0>	23 <59.0>	16 <41.0>	-	7 <17.9>	4 <10.3>	9 <23.1>	6 <15.4>	8 <20.5>	5 <12.8>	6 <15.4>	16 <41.0>	8 <20.5>	-	9 <23.1>	837 (95.5)	-	
労組有	63 (7.2)	4 (6.3) <100.0>	2 <50.0>	2 <50.0>	-	-	1	-	2	-	1	1	2	-	-	1	59 (93.7)	-	
労組無	813 (92.8)	35 (4.3) <100.0>	21 <60.0>	14 <40.0>	-	7 <20.0>	3 <8.6>	9 <25.7>	4 <11.4>	8 <22.9>	4 <11.4>	5 <14.3>	14 <40.0>	8 <22.9>	-	8 <22.9>	778 (95.7)	-	

( ) < >内は構成比(%)

エ テレワーク制度（集計表 第6表-⑬）

テレワーク制度の導入状況についてみると、「制度あり」が 36.0%、「制度なし」が 64.0%であった。導入した制度の内容については、「従業員の自主管理（自己申告制）」が 29.5%と最も多く、次いで「テレワーク用の勤怠管理ツールを利用」が 28.3%となっている。

<図表 6-14> テレワーク制度の整備状況

【単位：社】

調査産業計	集計企業数	制度あり	利用者の有無			規定の整備状況					制度の内容					制度なし	無回答		
			あり	なし	無回答	就業規則に記載済み		就業規則に記載していない			テレワーク用の勤怠管理ツールを利用	電話で確認	メールやチャットで確認	従業員の自主管理（自己申告制）	その他			無回答	
						令和2年4月以降に導入	令和2年3月以前に導入	その他の社内規定に記載	今後記載する予定あり	記載するか未定									無回答
調査産業計	876 (100.0)	315 (36.0) <100.0>	275 <87.3>	39 <12.4>	1 <0.3>	161 <51.1>	35 <11.1>	49 <15.6>	18 <5.7>	45 <14.3>	7 <2.2>	89 <28.3>	5 <1.6>	88 <27.9>	93 <29.5>	23 <7.3>	17 <5.4>	561 (64.0)	-
労組有	63 (7.2)	19 (30.2) <100.0>	17 <89.5>	2 <10.5>	-	8 <42.1>	2 <10.5>	3 <15.8>	1 <5.3>	5 <26.3>	-	4 <21.1>	-	3 <15.8>	11 <57.9>	-	1 <5.3>	44 (69.8)	-
労組無	813 (92.8)	296 (36.4) <100.0>	258 <87.2>	37 <12.5>	1 <0.3>	153 <51.7>	33 <11.1>	46 <15.5>	17 <5.7>	40 <13.5>	7 <2.4>	85 <28.7>	5 <1.7>	85 <28.7>	82 <27.7>	23 <7.8>	16 <5.4>	517 (63.6)	-

( ) < >内は構成比(%)

オ 柔軟な働き方を実現するための制度（集計表 第6表-⑭）

柔軟な働き方を実現するための制度の導入状況についてみると、「制度あり」が 43.6%、「制度なし」が 56.4%となっている。導入している企業の中で導入制度数については、「1つ」が 62.3%と最も多く、次いで「2つ」が 28.8%となっている。

<図表 6-15> 柔軟な働き方を実現するための制度の導入状況

【単位：社】

調査産業計	集計企業数	制度あり	柔軟な働き方を実現するための制度の導入数				制度なし	無回答
			1つ	2つ	3つ	4つ		
			調査産業計	876 (100.0)	382 (43.6) <100.0>	238 <62.3>		
労組有	63 (7.1)	24 (38.1) <100.0>	16 <66.7>	6 <25.0>	1 <4.2>	1 <4.2>	39 (61.9)	-
労組無	813 (92.8)	358 (44.0) <100.0>	222 <62.0>	104 <29.1>	23 <6.4>	9 <2.5>	455 (56.0)	-

( ) < >内は構成比(%)